

平成 23 年 12 月 15 日

## 今後のスケジュールと経緯のご説明

各位

株式会社フーズ・フォーラス  
代表者 清算人 大村 安孝  
代理人 弁護士 小野 聡

今般の、株式会社フーズ・フォーラス（以下「当社」といいます）のこれまで経緯および今後の手続について、ご説明申し上げます。

### 1 現在までの手続概略

#### (1) 事件発生から、自力再建の断念まで

(ア) 2011年4月頃、当社の店舗で飲食をした顧客の大人数が、食中毒症状を呈し、重篤な者は入院する事態が生じました。被害者の数は、現在富山県の調査結果による総患者数は、181名であり、当社が債権届出等により把握している被害者数は144名でございます。うち、溶血性尿毒症症候群（※HUSと略される。腸管出血性大腸菌や赤痢菌に感染した際、菌の出すベロ毒素（V e r o毒素）が腎臓の毛細血管内皮細胞を破壊してそこを通過する赤血球を破壊することで溶血がおき、並行して急性腎不全となり、尿毒症を発症する。）や、脳症などの重篤な症状となったのは32名でした。

（※なお、ベロ毒素（V e r o毒素）とは、腸管出血性大腸菌が産生し、菌体外に分泌する毒素タンパク質（外毒素）であり、真核細胞のリボソームに作用して、タンパク質合成を阻害する働きを持つ。腸管出血性大腸菌や赤痢菌の感染時に見られる出血性の下痢や、溶血性尿毒症症候群（HUS）、急性脳症などのさまざまな病態の直接の原因となる病原因子である。）。

(イ) 発生店舗は、砺波店（所在地 富山県砺波市となみ町1-29）、福井渕店（所在地 福井県福井市渕2丁目1006）、神奈川県上白根店（所在地 神奈川県横浜市旭区上白根729-1）等であり、複数店舗にて同時に発生しました。

平成23年4月28日、被害者のうち重篤であった10歳未満男子が急性脳症により死亡し、それから現在に至るまでに合計5名が死亡という結果となってしまいました。

(ウ) 当該食中毒事件により、当社は平成23年4月27日富山県の保健所等から営業停止の指導を受け、同年4月29日には全店舗について営業を停止（自粛）せざるを得ない状態となってしまいました。

(エ) 当初、当社は店舗を再開しまして、その利益による被害者の賠償等、自力による再建を目指しておりましたが、保健所の営業再開許可が下りなかったことや、金融機関による預金口座の払い戻し停止処置による資金繰り悪化等の理由により、当社は自力での再建を断念し、平成23年7月8日付けにて解散し、清算手続へ入ることとなりました。

## (2) 自力再建の断念、清算手続

自力再建を断念したものの、破産手続に移行せず、通常の解散とすることの目的は、できるかぎり当時会社に残存していた資産を換価し、被害者へ配分することです。

なぜなら、破産手続においては、法律上の優先権をもつのは公租公課(税金等)と、従業員給与などの先取特権であるため、被害者も他の債権者も等しい法的地位におかれることとなり債権額に応じた按分となってしまうのである。つまり、被害者に対する賠償を優先することが不可能だからです。これは法律が今回のフーズ・フォーラス事件や、東電の原子力事件のような大規模被害者が発生するような事態を予定していなかったということであり、それでは被害者の保護としては著しく欠けることとなってしまいます。

そこで、通常清算あるいは特別清算手続の中で、被害者を優先させる手段を模索したところ、特別清算の中で債権者の放棄、あるいは債権者会議にて被害者優先の返済計画の承認を得るという方法しか、被害者に対して優先的弁済できる方法はないという結論に至りました。

支払い原資については、会社の現預金については、預金は銀行によって相殺されてしまい、現金については従業員への未払い給与を支払ってしまうとほとんど残らない状態でした。そこで、資金の確保が急務となりましたが、資産性があるのは立地がよかった20店舗の営業権だけであったため、これを会社分割によって譲渡することを計画しました。また、1億円の食中毒保険金がありました。

## (3) 会社分割と子会社の売却、保険金について

前述のとおり、当社の唯一といってよい財産でございます、店舗に関する契約上の地位、敷金等の店舗関係の権利、建物等のみを会社分割にて切り出し、それによって新設された子会社を譲渡するという形式を採用しました。

それと平行して、従業員含めて店舗を引き受け頂ける新しいスポンサーを募集しましたところ、十数社の引き合いがございましたので、当社側から①金額で2億円以上②従業員の再雇用のチャンスを与えてくれること、の二つを条件として7月1日の期限で入札を行いました。その後上位2社と話し合いをさせて頂いた結果、福島県を中心にレストラン・ガソリンスタンドを運営している株式会社スタンドサービスに売却

が決定しました。

すぐに手付け金として滞納している2ヶ月分の家賃分相当額を頂き、当社が滞納していた店舗家賃の精算を行い、同7月29日に正式に子会社株式譲渡契約を締結しました。代金は分割により受領し、10月26日に完了しまして、10月31日に、スタンドサービスが完全に権利を取得したことを双方にて確認する覚書を締結したことによって、株式の売買については完了しました。

保険料については、保険会社により供託される予定でございます。

#### (4) 現在の状況

以上のとおり、被害者・債権者の皆様への弁済原資を確保するために尽力してまいりました。一方、従業員への未払い給与と未払い税金が約1億円の支払を要することとなってしまいました。

現在の財産状態につきましては、別紙清算貸借対照表をご覧ください。

#### (5) 債権認否

平成23年9月末日を〆切として、債権者に対して債権届出を求めまして、その後も資料の不足や不明点等については、個別に連絡し徴求を行いました。

11月末に、ある程度の収集ができたと判断し、集計を行った結果、現在の当社が認識している債務は別紙の債権集計表のとおりでございます。

その後、個別の認否（債権の存在を認めるか認めないかの判断）を行いまして、その結果が今回同封致しました別紙の認否通知の内容となります。

#### (6) 株式会社大和屋商店に対する調停申立

平成23年12月13日、株式会社大和屋商店に対する損害賠償請求の調停を申し立てを致しました。

判例によりますと、食中毒が発生したときのように、取引関係よりも損害が広がってしまうような場合には、その損害を販売元に賠償請求できることとされております。また、その責任は、たんに卸売り業者であっても変わらないとされております。

よって、当社は、被害者の賠償にあてるため、金3億円の損害賠償調停の申立を行うこととしたものでございます。

### 3 今後のフーズ・フォーラス社に関する手続予定

今後の手続としましては、下記の表のとおり、1月16日をめどに被害者様から不足している資料の提出をして頂き、2月17日を目処に特別清算の申立てをする予定でございます。

特別清算の手続の中で監督員との相談の上で、被害者を優先する手法を検討していく予定でございますが、被害者を優先することについて、特別清算の中で了承を得られず、特

別清算の弁済案が否決された場合には、破産手続に強制的に移行することとなってしまいます。

破産手続に移行した場合には、被害者も一般債権者として、他の債権者と同じく、債権額に応じた按分の配当手続によることとなってしまいますのは、前述のとおりでございます。

以上、株式会社フーズ・フォーラスの手続を説明申し上げます。  
なにとぞご理解頂きまして、ご理解のほど宜しくお願い致します。

以上

(今後のスケジュール)

月	日	
12月	15日	債権認否の結果通知発送 及び被害者への資料再提出依頼
1月	16日	被害者の債権資料再提出期限〆切
	下旬	債権認否表再集計〆切
2月	17日	特別清算申立
	18日	債権者説明会(被害者向け) (午後)福井県福井市
	19日	債権者説明会(被害者向け) (午前)富山県高岡市 (午後)石川県金沢市
	20日	債権者説明会(一般債権者向け) 金沢
	25日	債権者説明会(被害者向け) (午後)神奈川県横浜市

※場所につきましては、おってご連絡申し上げます。